

## 【教育委員会委員任命の同意を求めることについて】

(質問)

市議案第111号教育委員会委員任命の同意を求めることについて伺います。今回、市内在住の委員が任期満了で退任され、市外在住の方を提案されています。これにより教育委員の居住地別の構成はどのようになるのでしょうか。また、これまでの教育委員は、豊中市在住の方が多かったかと思いますが、ここ最近、市外在住の方が着任されることが増えてきた気がします。そこで伺いますが、教育長を除き、ここ10年程で市外在住の教育委員さんは何人おられたのか、教えて下さい。

<答弁>

今回の任命により、市内在住の教育委員会委員は2人、市外居住は3人となります。平成20年度以降に就任した方は9人で、そのうち市外居住の方は2人となっております。

(質問)

平成20年度以降に就任した方のうち、市外居住の方は2人とのことで、つまりは、現教育委員の方々ということです。今回、提案されている方も市外在住の方で、市外在住の教育委員さんの割合がさらに増えることとなります。教育委員の人選において、学識経験、専門的知識、幅広い見識、更にはその方のお人柄なども必要かつ重要な要素かと思いますが、豊中市の教育施策、学校運営等を議論、検討する上で、本市の教育施策の過去からの経緯、本市の地域ごとの特性や文化、各学校の特色ある学校運営に関する知識も必要ではないかと思いますが、今回、どのようなことを念頭に、人選をされたのか、教えて下さい。また、市外在住の教育委員さんの割合が増えることにより、先程述べたような本市の教育施策の過去からの経緯、本市の各地域や学校の特性や特色が、教育委員会会議の議論に考慮や反映されにくくなる懸念はないのでしょうか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

教育委員会委員の人選については、専門分野、男女比率、居住地などを総合的に勘案し、最終的にはその人物像をもって判断致しました。

今回、任命の同意を求める岸田裕美氏においては、弁護士としてご活躍されるほか、大阪家庭裁判所の非常勤裁判官や調停委員を務められるなど多方面で活躍され、特に子どもの権利や家庭問題の分野に豊かな見識を有しておられることから人選したものです。

目まぐるしく変化する教育分野においては、多様な視点で議論することが重要であり、今後の教育委員会の更なる活性化につながるものと考えています。